

平成31年1月28日
三重県教育委員会

県教育委員会における不祥事根絶の取組について

1 取組について

(1) 不祥事の分析及び対応策の検討（新規）

過去の不祥事の事例について、事例が起こるまでの経過を詳細にたどり、問題の根本はどこにあるのかを分析します。その際、不祥事は誰にも起こりうるという考えに立ち、いつどのような対応をとれば回避できたか、不祥事のきっかけを見極め、その原因や対応策を県立学校長会と連携しながら年度末までに検討していきます。

(2) 県立学校長による学校における行動計画の策定（新規）

各学校が自ら考え、律していく取組として、校長は、「信頼される学校であるための行動計画」として、自校の不祥事根絶に係る取組やよりよい職場づくりの取組を2月中に策定します。

- ・行動計画は、校長が自ら考え取り組むこととし、職員会議等で議論し策定します。
- ・PTA総会、学校評議会等において外部に説明するものとします。
- ・策定した行動計画については、県教育委員会が聴き取り、取組内容を各学校に共有します。

(3) 教職員のライフステージに応じた取組

初任者研修において、教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出します。

年次別研修において、提出したレポートをもとに、自らの行動を振り返る機会を設けます。

(4) 管理職に対する取組

管理職選考試験において、これまでの教職員の人材育成への取組及び管理職として任用された後に実践したい取組について事前論文を提出させ、新任管理職研修でこれが実践されているか振り返る機会を設けます。

(5) 校長による教職員面談・相談

健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握し、面談で活用するとともにこまめな声掛けを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援します。

(6) 県立学校長会によるワーキンググループの設置（新規）

県立学校長会でワーキンググループを立ち上げ、不祥事の防止策等の検討を今年度中に行います。

(7) 県立学校における校長の出張旅費に係る再発防止策（新規）

旅費制度については、校長自身が命令・決裁することとなっていることから、出張前及び出張後に、校長以外が確認を行う仕組みをつくります。

2 取組状況の確認について

県教育委員会は、毎年度、上記取組の状況を確認するとともに、上記1（2）については、校長との複数回の面談を通して取組状況を確認します。